愛媛県自動車整備振興会西予支部 青年部規約

第一章 総 則

- 第1条 本会は、(社)愛媛県自動車整備振興会 (以下 『媛整振』と言う) の 西予支部青年部と称す。
- 第2条 本会は下記の事業を営むことを目的とする。 地域内に於いて(媛整振)の事業を推進する外、会員の要望事項の達成に努力し、以って会員企業の体質改善と近代化に資すると共に相互の親睦を図ること。
- 第3条 本会の地域は、(媛整振)の西予支部地区内とする。
- 第4条 本会の主たる事務所は青年部会の総意に措いて定める所とする。

第二章 会 員

- 第5条 本会会員は地域内に於ける(媛整振)の会員事業所の事業主及び後継者又は、事業所のリーダーであって、事業主の推薦を受けた者とし、尚、満20歳以上、満50歳未満の者で青年部の趣旨に賛同する者を以って組織する。
- 第6条 加入については、前条の資格を有する者で、西予支部会員及び青年部 員の推薦を得て、青年部役員会の承認を得るものとする。
- 第7条 本会会員は、次の事由により脱会する。
 - 1、 前条の資格を失った時
 - 2、 本会を解散したとき
 - 3、 本会の名誉を著しく傷つけた場合、又不適格と認められ、総会において除名された者
- 第8条 本会会員は下記の事由により除名する。 所属事業所が(媛整振)より除名された時

第三章 事 業

第9条 本会は第2条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- 1、 整備事業後継者として資質向上の為の研修会を開催
- 2、 整備事業に関する調査研究、先進地への視察研修
- 3、 整備事業に関する情報を収集し、提供する
- 4、 会員相互の親睦と研鑽のための行事を開催する
- 5、 整備事業の振興と住民の福祉に寄与する行事を行う
- 6、 近隣地区と協力し、共通事項の処理を行うこと
- 7、 その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う

第四章 役 員

- 第10条 本会は次の役員を置く。
 - 1、 役員は15名以内とし青年部総会において選出する。
 - 2、 部長1名、副部長1名、会計1名、監事2名、理事数名を選任する。 役員は、青年部役員の互選により選任し、支部長に報告する。
- 第11条 本会の役員の任期は2ヵ年とする。但し、再選を防げない。 欠員を生じた役員の後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 第12条 部長は本会を代表し、会務を総括し、青年部総会及び青年部役員会 の議長となる。

副部長は部長を補佐し、部長事故ある時は之を代行する事が出来る。

- 第13条 役員報酬は年度、部長・副部長・会計20,000円 他役員10,000円とする。
- 第14条 本会に顧問及び相談役を置くことが出来る。
 - 1、 顧問及び相談役は、本会に功労のあった者又は、西予支部役員であって役員会の同意を得て部長が委嘱する。
 - 2、 顧問及び相談役は、部長の諮問に応じ会議に出席して意見を述べる事が出来る。

第五章 会 議

- 第15条 会議は青年部総会および、青年部役員会とする。 通常総会は、毎事業年度終了後西予支部総会前に之を開く、臨時総 会及び役員会は部長が必要と認めたとき之を開く。
- 第16条 会員は会議に於いて各壱個の議決権を有する。

- 第17条 次の事項は青年部総会の議決を経て支部長に報告するものとする。
 - 1、規約の変更
 - 2、役員の承認
 - 3、収支予算の議決及び決算の承認
 - 4、本会の解散又は合併
- 第18条 部長は毎年青年部総会の事業の状況を報告し、収支決算書の承認を 求め次年度事業及び予算案を提出する事。
- 第19条 会議を招集するには少なくとも5日前迄に会議の目的たる事項、日時、場所を示した召集の通知状を発送、又は連絡をする事。 但し、緊急を要する時は、前日迄に電話その他を以って召集することが出来る。
- 第20条 会議の議決は、会員総数の半数以上が出席し(委任状を含む)、其の 議決は半数以上の賛成を以って決するものとし、可否同数の場合は 議長の決するところとする。

第六章 会 計

- 第21条 本会の会計は、(媛整振)よりの支部指導費、臨時賦課金、寄付金、 会費、その他の収入金により経理するものとする。 会費は年6.000-円とし、毎事業年の初めに当年度分を一括徴収する。 なお、会費の金額については、必要に応じ見直しをする。
- 第22条 本会の会計及び事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日 終る。
- 第23条 この規約に定め無きことは、必要に応じて役員会に諮り青年部長が 定める。

第一条 慶弔費規程

- 1、 青年部の会員に慶弔が生じた場合には、祝儀(婚姻)、香典等を送る事とし、其の範囲は本人のみとする。
- 2、 慶弔金の額は、祝儀 10.000-円、香典 5.000-円とする。特別な 事例では、青年部役員会で協議決定する。
- 3、 急を要する場合の特別な事例については正副部長で協議し、其の決定 については後日役員会に報告し、了承を得る事する。

平成 22 年 7月 16 日

施行